

農地を守る・農地を活かす

農地中間管理事業

農地中間管理事業は、
地域内の分散した農地を整理するため、
農地中間管理機構が農地を借り受け、
まとまりのある形で扱い手に貸し付ける事業です。

農地を貸したい、農地を借りたい
そんな時は、お近くの市町村・
JA・市公社にご相談ください。

事業対象農地
●農業振興地域内の農地

農地中間管理事業の仕組み

高齢で
農作業が
できない。



貸出希望者
(出し手)

農地を
相続したが、
農業はしない。



農地中間管理機構

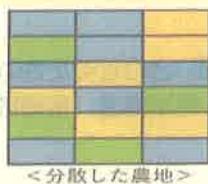
- 農用地の借受
- まとまりのある形で扱い手へ貸付
- 必要に応じ、補助事業等を活用し、条件整備を実施

分散した農地を
まとめて効率よく
営農したい。



借受希望者
(受け手)

連携・協力
市町村・農業委員会、
JA・市公社等



<分散した農地>

農地の集約化



<集約化した農地>

市町村・JA・市公社の相談窓口は、機構のホームページに掲載しています。

愛知県農地中間管理機構
(公益財団法人 愛知県農業振興基金)

農地を 貸し たい人

① 貸付の相談

- ・農地を貸したいときは、市町村またはJA・市公社の相談窓口でご相談ください。
- ・機構が借り受ける農地は農業振興地域に限ります。期間は10年間を基本としますが、共有名義等は5年間も可能とし、貸付希望者と協議して決めます。

② 農地貸出申込書の提出

- ・「農用地貸出希望申込書」を市町村またはJA・市公社に提出します。
- ・「農用地貸出希望申込書」は、市町村またはJA・市公社の窓口、あるいは機構のホームページからご利用ください。

③ 貸借の調整

- ・機構の借受が決定したら、貸付期間、賃料等の条件を調整します。

④ 農地中間管理権の取得

- ・条件調整が整ったら、機構は、市町村の農用地利用集積計画により利用権設定を受けます。
- ・賃料は、毎年8月1日を基準日とし、12月に指定口座に振り込みます。



農地を 借り たい人

まずは登録を！

① 借受希望者募集への応募

- ・機構が行う「借受希望者の募集」に応募してください。
- ・申し込みは「農用地等借受申込書」を提出（市町村またはJA・市公社の窓口、あるいは機構へ電子メール・郵送）。
- ・募集は、4月・6月・9月・1月の年4回です。

② 応募内容の公表

- ・応募した方の氏名、借りたい地域等を機構のホームページで公表します。
- ・公表の有効期間は無期限です。

③ 借受予定者の選定

- ・市町村、JA、市公社と協力して、機構の貸付先決定ルールに基づき、借受予定者を選定します。

④ 利用権の設定

- ・条件調整が整ったら、借受予定者は、農用地利用配分計画により機構から利用権設定を受けます。
- ・賃料は、毎年8月1日を基準日とし、12月に指定口座から、原則引き落とします。



中間管理事業活用のメリット

出し手のメリット

- 1 公的な機関なので、安心して農用地を貸し付けることができます。
- 2 機構から、直接賃借料を受け取ることができます。
- 3 契約期間終了後は、確実に農地が戻ります。
- 4 要件を満たせば、機構集積協力金が交付されます。詳細は市町村へお問い合わせください。
- 5 要件を満たせば、税制面での優遇措置が適用されます。（固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予）



受け手のメリット

- 1 農地の規模拡大や農地の集約化により、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
 - 2 契約更新や賃借料の支払いが一度にでき、借入期間中は安心して耕作ができます。
- ※ 農地中間管理事業に取り組む地区において実施できる補助事業など、国において各種補助事業が措置されています。